

第5章 国際知財制度研究会まとめ

I. はじめに

今年度の国際知財制度研究会では、経済連携協定（EPA）/自由貿易協定（FTA）の状況（主に知財章）に関する調査、各国における知的財産権保護の状況に関する調査、国際的な知的財産制度の議論に関する調査、並びに WIPO 及び WTO/TRIPS 理事会その他フォーラムにおける議論の状況等について、研究会委員やその他有識者の発表を踏まえつつ、検討を行った。

II. EPA/FTA の状況（主に知財章）に関する調査

経済上の連携に関する日本国とモンゴルとの間の協定（日・モンゴル経済連携協定（EPA）[2016年6月7日発効]）により、日モンゴル両国間の貿易及び投資の自由化及び円滑化が推進されるとともに、幅広い分野において互恵的な経済連携が深化し、両国経済が一段と活性化することが期待されている。モンゴルにおける知財関連法規としては、特許に関する法律をはじめとして、商標及び地理的表示法、著作権法、並びに関税法等が存在し、これらについて近年活発な改正がなされているものの、現段階においてこれらの各知財関連法規についてモンゴル国内においてどの程度実効性のある運用がなされているかは定かではない。そこで、日・モンゴル EPA の知財章（第12章）の主要要素について近年の関連法規の改正状況も踏まえモンゴル国内法においてどのように対応しているのか調査・分析した。委員からは、改正された法規の運用について一部不透明さが残るため、透明性が高められるよう働きかけを行っていくことの重要性が指摘された。

また、従来、EU の FTA 知的財産章への取組は、一般規定、条約への加盟義務が中心の簡素な規定となっていることが多かった。これに対して、近年締結された FTA においては従来に比して詳細な規定となる傾向もみられるところ、今後の EU の FTA の進め方が注目される。この点、EU が近年締結した東南アジア諸国との間の FTA や、我が国がこれまで EPA/FTA を締結していない東欧諸国等との間の FTA における規律を比較・分析することは、我が国が今後の知的財産に関する通商交渉を進める上でも有意義であると考えられる。そこで、EU の締結済 EPA/FTA のうち、東南アジア諸国との間に締結された EU-ベトナム FTA、EU-シンガポール FTA、及び東欧諸国との間に締結された EU-ウクライナ FTA、並びに中南米諸国との間に締結された EU-コロンビア・ペルー FTA といった協定の調査・分析を行った。特に地理的表示及び商標に関しどのような規律が設けられているか、協力節（協力条項）における規定ぶりや EU 農業総局による地理的表示の保護戦略に関する作業文書も勘案の上、TRIPS 協定における規律との比較分析を行った。

III. 各国における知的財産権保護の状況に関する調査

企業の活動が益々グローバルに展開される状況にあるところ、営業秘密等の機微な技術情報等の管理も企業活動にとって重要となっている。この点、我が国企業の生産・事業活

動の移転、新設が今後も想定される中国、ASEAN 及びインドなどにおける営業秘密保護の実態は我が国において十分に知られているといえず、これらに関する最新の情報は我が国企業の海外展開に際して非常に重要な情報源となり得る。そこで、中国、ASEAN 及びインドにおける営業秘密保護の法制度と運用に関して、裁判実務に関する情報を含めて調査した。

また、知的財産権保護を巡る新しい風潮として、中国及びインドネシアの知的財産制度における医薬品保護の動向として中国国家食品薬品监督管理局の政策案やインドネシア改正特許法についてその内容を検討するとともに、医薬品アクセスに対する日本新薬メーカーの貢献についても検討した。関連して、途上国等における偽物医薬品等の模倣品氾濫に起因する健康・安全被害について最新の状況を俯瞰的にも調査した。

IV. 国際的な知的財産制度の議論に関する調査

知財に係る国際紛争処理手続及び事例に基づいた議論や、情報通信技術の発展に伴う、AI・ビッグデータ・IOT 等のデータ利活用に関する議論も国際的に活発化している状況にある。そこで、国際的な知的財産制度の議論に関する調査として、AI・ビッグデータ・IOT 等のデータ利活用に関する国際的な議論の状況について調査分析を行った。また、ビッグデータの利活用と競争法の観点から、EU における企業結合事例の分析等を含め EU 競争法の近年の動向について分析を行った。

知財に係る国際紛争処理事例として、Eli Lilly 対カナダ事件の仲裁判断に関する検討を行い、知的財産権に関する紛争が投資仲裁で扱われる場合の課題等について議論した。また、人類の共同の財産（CHM）概念と知的財産に関する議論や、人権と知的財産の観点から生命資源・遺伝子情報を用いた研究成果の特許適格性と人権について検討を行った。

さらに、特許庁による特許審査官派遣研修等の途上国向けキャパビルに関する取組、税関における知的財産侵害物品の水際取締りと国際協力についても検討した。

V. WIPO 及び WTO/TRIPS 理事会その他フォーラムにおける議論

近年、途上国が、WIPO や WTO/TRIPS 理事会、その他のフォーラムにおいて、公衆衛生や地球環境、生物多様性、人権等を根拠として知財保護を弱めようとする議論がされている。このような状況の中で、知財保護の実効性に関する政策的な議論や各国の立場等を注視し、現状把握を行い必要な検討を進めることを目的として、WIPO 遺伝資源等政府間委員会（IGC）における議論の状況、及び世界知的所有権機関（WIPO）における著作権関連の最近の動向について議論した。また、TRIPS 理事会における議論の動向及び TRIPS 協定に関連する紛争案件、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）についても整理・分析した。

VI. むすび

経済のグローバル化や情報社会の進展は著しく、知的財産権の国際的な保護の重要性は

ますます大きくなっている。そのような状況で、TRIPS 協定をはじめとする多国間条約や二国間経済連携協定のみならず、各国の法制度の動向、新たな国際的紛争解決手続の枠組み及び適切な知財法制度の執行を含めて、絶えず情報を収集し、検討を続けていく必要がある。今後も、知的財産制度の国際的側面について、継続的に調査を続けることが期待される。

2018年3月発行

各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性レビュー調査

『国際知財制度研究会』報告書

(平成29年度)

一般財団法人 知的財産研究教育財団

知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5F

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp

禁無断転載